

# 令和6年度豊島区一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月1日

## 1 施行区域 豊島区全域

## 2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (1) ごみ及び資源    | 102,596 トン (日量 331.0 トン)   |
| (2) し尿、浄化槽汚泥等 | 885 キロリットル (日量 2.9 キロリットル) |
| (3) 動物死体      | 439 頭 (日量 1.4 頭)           |

## 3 一般廃棄物の発生・排出抑制のための方策に関する事項

- (1) 資源の有効活用推進
- (2) ごみの発生・排出抑制、普及啓発
- (3) 廃棄物の適正処理、環境負荷の低減

## 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

### (1) ごみ及び資源

別表 1・2・3 のとおり

### (2) 豊島区が収集するごみの範囲等

- ① 豊島区が収集するごみ（行政収集）の範囲は、家庭廃棄物、家庭廃棄物の処理に支障のない事業系一般廃棄物及び一般廃棄物の処理に支障のない一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とする。
- ② 豊島区が収集する家庭廃棄物の処理に支障のない事業系一般廃棄物を排出する事業者の範囲は、一日平均の排出量が 10 kg未満の排出事業者をいう。
- ③ 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が 20 人以下の事業者から排出される場合かつ一事業者あたりの平均排出日量が 10 kg未満の場合をいう。
- ④ 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 2 条第 5 項で定める家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）は収集しない。区民自らが製造業者等に引き渡すもののほか、小売業者や許可を受けた廃棄物処理業者が収集し、再商品化を行う製造業者等へ引き渡す。
- ⑤ 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき指定再商品化製品に指定された家庭系パーソナルコンピュータは収集しない。区民が排出する場合は、(ア) または (イ) とする。  
(ア) 再商品化を行う製造事業者等へ引き渡す。

(イ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項に定める認定を受けた者へ引き渡す。

(3) し尿、浄化槽汚泥等

別表 4 のとおり

(4) 動物死体

別表 5 のとおり

## 5 共同処理等に関する事項

- (1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理、並びにし尿の下水道放流に係わる施設の整備及び管理運営については、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する。
- (2) 不燃ごみ、粗大ごみの再資源化処理については、民間事業者が設置・管理する施設を使用する。なお発生する残渣については、不燃ごみ処理センターを使用する。
- (3) し尿の収集については、協定により板橋区に依頼する。
- (4) 最終処分については、東京都が設置管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用する。
- (5) 廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理及び執行は、東京二十三区清掃協議会が行う。

## 6 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に豊島区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

## 7 一般廃棄物処分業新規許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 6 項に基づく一般廃棄物処分業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物処分業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処分が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処分業の新規許可処分について

法令等に定める許可基準を満たす者であって、一般廃棄物処理計画に適合すると認められ、かつ、豊島区が必要と認める一般廃棄物の種類及び中間処理の方法で当該業を行う者に限り新規許

可処分を行う。なお、許可の取得にあたっては、事前に豊島区と協議を行うこと。

**8 適用日** 本計画は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

		種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
家庭廃棄物	資源 (再利用及び再生利用を目的として分別して回収するものをいう。以下同じ。)	燃やすごみ 【可燃ごみ】  (資源を除く。)	豊島区が週2回収する。	自動車による。	中間処理後、埋立処分する。	<p>1 燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ及び資源に分別し、別表2に定める収集曜日に定められた場所（豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（以下、「条例」という。）第22条の2第1項に規定する「所定の場所」。原則としてそれを利用しようとする区民などが協議のうえ位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した集積所又は戸別に確認された場所とする。以下同じ。）へ、それぞれの収集日の午前8時までには排出する。指定された地区においては、午前7時30分までに排出する。 なお、条例第31条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。</p> <p>2 燃やすごみ及び金属・陶器・ガラスごみについては、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則（以下、「規則」という。）第7条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出す。容器の持ち出し及び引き取りが困難である場合には、袋（規則第7条第2項の基準に適合したもの。以下同じ。）による持ち出しを認める。</p> <p>3 資源（分別回収）については、次のように排出する。 びんは、キャップを除去し、洗浄のうえ、区が用意する回収用コンテナへ排出する。 かんは、洗浄し、簡易な圧縮ができるものは圧縮したうえ、区が用意する回収用コンテナへ排出する。 ペットボトルは、洗浄及び簡易な圧縮をしたうえ、キャップとラベルははずして、プラスチック（資源）として排出する。 新聞（折込みチラシを含む）、雑誌（コピー用紙を含む）、段ボール、厚紙製の箱、包装紙は、それぞれをひもで縛る、または紙袋に入れて排出する。 牛乳パック（ジュースなどの紙パックも含む）は洗浄し、切り開いたうえ乾かしてからひもで縛る、または紙袋に入れて排出する。 古布は、再生利用が可能な物を袋（袋に「古布」と表示する）に入れて排出する。</p>
		金属・陶器・ガラスごみ 【不燃ごみ】  (資源を除く。)	豊島区が月2回収する。		再生利用が可能な資源として売却処分する。なお、資源化不適物等は、中間処理後、埋立処分する。	
		びん・かん・ペットボトル	びん かん ペットボトル		豊島区が週1回収する。	
	紙・布類	新聞 雑誌 段ボール 厚紙製の箱 包装紙 牛乳パック 古布	豊島区が週1回収する。			

			プラスチック製容器包装	豊島区が週1回収する。		再生利用が可能な資源として処分する。	プラスチック製容器包装は、プラマークを参考にするなど、プラスチックでできていることを確認のうえ、中身・汚れを落とし、袋に入れて排出する。 製品プラスチックは、すべてプラスチックでできていることを確認のうえ、袋に入れて排出する。  4 資源（びん・かん・ペットボトル）については、戸別に確認した場所に排出する場合やコンテナ・回収ネットに入りきらない場合等は、袋による排出を認める。
		プラスチック	製品プラスチック				
家庭廃棄物	資源	拠点回収	小型家電	豊島区が設置した回収拠点から回収する。	自動車による。	再生利用が可能な資源として処分する。	小型家電、乾電池は、区が設置した回収ボックスへ排出する。 廃食用油は、使用済みペットボトル等に入れたうえ、あらかじめ定められた回収場所に持っていく。 蛍光管は、割れないよう空ケース等に入れたうえ、回収ボックスへ排出する。
			乾電池				
			廃食用油				
蛍光管							
			粗大ごみ (転居廃棄物を除く。)	区民の申請に基づき豊島区が収集する。		中間処理後、埋立処分する。 なお、金属を含むものは売却処分する。	区民は、あらかじめ粗大ごみ受付センターに申告し、収集日を選択する。 収集は、条例第29条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して収集日の午前8時までに確認された場所に排出する。 なお、粗大ごみに含まれるポリクロロネイテッドビフェニル（PCB）は、除去する。
			転居廃棄物 (転居の際に排出された粗大ごみの形状をしたもので、特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	引越荷物運送業者が転居する者から委任を受け、自らが管理する保管倉庫に運搬し、一般廃棄物収集運搬業者が引渡しを受け収集する。		中間処理後、埋立処分する。	転居する者がやむをえない事情により、引越荷物運送業者に処理を委任するときは、区長が別に定める事項を記載した委任状を当該引越荷物運送業者へ交付しなければならない。 引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託する場合、あらかじめ保管倉庫の所在地を管轄する清掃事務所に申請し登録しなければならない。 一般廃棄物収集運搬業者は、上記清掃事務所において委任状等の中間処理施設への持込申請に必要な書類の審査を受け、持込承認を受ける。

別表 2

## 資源回収・ごみ収集曜日一覧(50音順)

町丁名		びん かん ペット ボトル	プラス チック	燃やす ごみ	金属 陶器 ガラスごみ
			紙布類		
い	池袋1・4丁目	火	水	月・木	第1・3金
	池袋2丁目14番5号・8号,15番2号～3号,16番,17番,19番(要町通り沿い以外),20番～38番,39番～40番(トキワ通り沿い以外),42番,44番～45番(トキワ通り沿い以外),46番,47番～78番	火	水	月・木	第1・3金
	池袋3丁目	火	水	月・木	第2・4金
	池袋本町1～4丁目	火	水	月・木	第1・3金
か	要町1丁目1番～8番	木	金	水・土	第1・3月
	要町1丁目9番～49番	木	金	水・土	第2・4月
	要町2丁目1番～14番	木	金	水・土	第1・3月
	要町2丁目15番～36番	木	金	水・土	第2・4月
	要町3丁目1番～30番	木	金	水・土	第1・3月
	要町3丁目31番～59番	木	金	水・土	第2・4月
	上池袋1～4丁目	土	月	火・金	第2・4水
き	北大塚1丁目1～10番,15番(16号～21号),34番(14号～20号)	水	木	火・金	第1・3土
	北大塚1丁目11番～14番,15番(1号～15号),16番～33番,34番(1号～13号)	土	月	火・金	第1・3水
	北大塚2丁目	土	月	火・金	第1・3水
	北大塚3丁目	土	月	火・金	第2・4水
こ	駒込1～7丁目	水	木	火・金	第2・4土
す	巣鴨1・2・5丁目	水	木	火・金	第2・4土
	巣鴨3・4丁目	水	木	火・金	第1・3土
せ	千川1・2丁目	木	金	水・土	第2・4月
そ	雑司が谷1～3丁目	金	土	月・木	第2・4火
た	高田1・2丁目	金	土	月・木	第2・4火
	高田3丁目	月	火	水・土	第2・4木
	高松1～3丁目	木	金	水・土	第2・4月
ち	千早1～4丁目	木	金	水・土	第1・3月
な	長崎1～5丁目	月	火	水・土	第1・3木
	長崎6丁目	木	金	水・土	第1・3月

町丁名		びん かん ペット ボトル	プラス チック	燃やす ごみ	金属 陶器 ガラスごみ
			紙布類		
に	西池袋2・4丁目	火	水	月・木	第2・4金
	西池袋3丁目1番～19番,21番13号,33番～36番	火	水	月・木	第2・4金
	西池袋5丁目2番,3番,4番(要町通り沿い以外),5番,8番(要町通り沿い以外),9番～28番	火	水	月・木	第2・4金
	西巣鴨1～4丁目	土	月	火・金	第1・3水
ひ	東池袋2丁目1番～48番,49番6号付近,53番9号	金	土	月・木	第1・3火
	東池袋3丁目1番,16番～23番	金	土	月・木	第1・3火
	東池袋4・5丁目	金	土	月・木	第1・3火
み	南池袋1丁目1番～16番	火	水	月・木	第2・4金
	南池袋2丁目1番～21番,24番1号(シアターグリーン通り沿い),28番～49番	金	土	月・木	第1・3火
	南池袋3・4丁目	金	土	月・木	第2・4火
	南大塚1・2丁目	水	木	火・金	第1・3土
	南大塚3丁目1番～24番	水	木	火・金	第1・3土
	南大塚3丁目25番～37番	金	土	月・木	第1・3火
	南大塚3丁目38番～55番	水	木	火・金	第1・3土
	南長崎1～3丁目	月	火	水・土	第2・4木
	南長崎4～6丁目	月	火	水・土	第1・3木
め	目白1～5丁目	月	火	水・土	第2・4木

町丁名(池袋駅周辺繁華街地域)		びん かん ペット ボトル	プラス チック	燃やす ごみ	金属 陶器 ガラスごみ
			紙布類		
い	池袋2丁目1番～13番,14番(5号,8号以外),15番1号,6号18番,19番(要町通り沿い)	水	火	月・木	第1・3金
	池袋2丁目39番～41番,43番～45番(すべてトキワ通り沿い)	火	水	月・木	第1・3金
に	西池袋1丁目1番～17番	火	金	水・土	第2・4木
	西池袋1丁目18番～20番,26番～30番,43番,44番	火	金	水・土	第1・3月
	西池袋1丁目21番～25番,31番～42番	火	金	水・土	第2・4月
	西池袋3丁目20番～32番(21番13号以外)	水	火	月・木	第2・4金
	西池袋5丁目1番,4番(要町通り沿い),8番(要町通り沿い)	水	火	月・木	第2・4金
ひ	東池袋1丁目1番～7番	木	月	火・金	第1・3水
	東池袋1丁目8番～11番,14番～21番,29番～33番	木	月	火・金	第1・3土
	東池袋1丁目12番,13番,22番～28番	木	月	火・金	第2・4土
	東池袋1丁目34番～50番	木	月	火・金	第2・4水
	東池袋2丁目49番～63番(49番6号付近,53番9号は除く)	金	土	月・木	第1・3火
	東池袋3丁目2番～15番	金	土	月・木	第2・4火
み	南池袋1丁目17番～29番	金	火	水・土	第1・3木
	南池袋2丁目22番～27番,24番1号(シアターグリーン通り沿いは除く)	金	火	水・土	第1・3木

別表 3

		種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等	
事業系一般廃棄物		燃やすごみ 【可燃ごみ】  (資源を除く。)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週 2 回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、中間処理後、埋立処分する。	<p>1 事業者自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する施設を利用して処分する場合は、豊島区の指示による。</p> <p>2 豊島区が収集する場合は、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ及び資源に分別し、別表 2 に定める収集曜日に定められた場所へ、それぞれの収集日の午前 8 時までに排出する。指定された地区においては、午前 7 時 30 分までに排出する。その際は、条例第 30 条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</p> <p>なお、排出にあたって事業者は、条例第 35 条又は第 44 条に定める保管場所まで持ち出す等豊島区の指示に従わなければならない。</p> <p>また、条例第 31 条第 1 項に規定する排出禁止物を排出してはならない。</p> <p>3 豊島区が回収する場合の資源（分別回収）については、別表 1 の区民・事業者の協力義務等欄における 3 に準じて排出する。ただし、びん・かん・ペットボトルについては、有料ごみ処理券を添付できるようにするため、種類ごとに袋に入れて排出しなければならない。</p>	
		金属・陶器・ガラスごみ 【不燃ごみ】  (資源を除く。)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が月 2 回収集する。		事業者が自らの責任で行うもののほかは、再生利用が可能な資源として売却処分する。なお、資源化不適物等は、中間処理後、埋立処分する。		
	資源	分別回収	びん・かん・ペットボトル		びん		事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週 1 回収集する。
			かん		ペットボトル		
		紙・布類	新聞	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週 1 回収集する。			
			雑誌				
			段ボール				
			厚紙製の箱				
			包装紙				
			牛乳パック				



			古布				
		プラスチック	プラスチック製容器包装	事業者が自らの責任で行うもののほかは、豊島区が週 1 回収する。		事業者が自らの責任で行うもののほかは、再生利用が可能な資源として処分する。	
			製品プラスチック				
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物				一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて豊島区が収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、中間処理後、埋立処分する。	上記、1～3に準じる。

**別表 4**

区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿、浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥等を除く。)	豊島区が収集する。原則として月2回収集する。	吸い上げ自動車による。	中間処理した後、下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内において汲み取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しない。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにする。
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が自動車により運搬する。		
事業活動に伴って生じたし尿、し尿混じりのビルピット汚泥			事業系し尿については、原則、民間受け入れ施設へ持ち込む。	

**別表 5**

区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申し込みにより豊島区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	豊島区に収集を依頼する場合は、規則第10条に定める動物死体届出書により、区長へ申し込むこと。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう豊島区の指示によること。